

ごみ搬入時に必要となる書類の提示について

Q1. 本人確認や住所確認の書類の提示を求める理由は何ですか？

A1. 岸和田市及び貝塚市以外からのごみの搬入が無いように管理を徹底するためです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第6条の2で『市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。』となっています。

	書類の提示
本人確認	運転免許証、マイナンバーカードなど
住所確認	公共料金の領収書、自宅宛ての郵便物など

Q2. 事業系一般廃棄物の搬入時の書類の提示を求める理由は何ですか？

A2. 岸和田市及び貝塚市以外からのごみの搬入が無いように管理を徹底するためです。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第3条第1項で『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。』となっています。

	書類の提示
本人確認	運転免許証、マイナンバーカードなど
雇用確認	健康保険証、社員証、名刺など
住所確認	契約書や仕様書の写し、発生場所証明など

Q3. 家庭ごみと事業系一般廃棄物を一緒に搬入していいですか？

A3. 同一人物であっても排出者の責務が異なるため、一緒に搬入できません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)第3条第2項で『事業者は、ごみの減量に努める義務がある。』となっています。岸和田市及び貝塚市の条例で排出量が月間 2.5 トン以上になった場合は多量排出事業者とみなされ、「多量排出事業所における一般廃棄物減量計画書」を毎年1回提出し、その計画に基づき事業系一般廃棄物を減量しなければなりません。したがって、事業系一般廃棄物は排出量の把握が必要となります。

	問い合わせ先
岸和田市	廃棄物対策課 072-423-9465
貝塚市	廃棄物対策課 072-433-7009